○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)新旧対照表

| (附則第九十三条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|-----------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| (店浦型生虱谷特殊営業の禁止区或等) | (店浦型生虱谷寺殊営業の禁止区或等) |
| 第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施 | 第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施 |
| 設(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法 | 設(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法 |
| 律第百八十一号)第二条第四項に規定するものをいう。 | 律第百八十一号)第二条第四項に規定するものをいう。 |
|)、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) |)、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) |
| 第一条に規定するものをいう。)、図書館(図書館法(| 第一条に規定するものをいう。)、図書館(図書館法(|
| 昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する | 昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する |
| ものをいう。)若しくは児童福祉施設(児童福祉法第七 | ものをいう。) 若しくは児童福祉施設 (児童福祉法第七 |
| 条第一項に規定するものをいう。) 又はその他の施設で | 条に規定するものをいう。)又はその他の施設でその周 |
| その周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を | 辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する |
| 害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行 | 行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防 |
| 為を防止する必要のあるものとして都道府県の条例で定 | 止する必要のあるものとして都道府県の条例で定めるも |
| めるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土 | のの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含 |
| 地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、 | む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを |
| これを営んではならない。 | 営んではならない。 |





○旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第九十三条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | |
| 第三条 (略) | 第三条 (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各 | 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各 |
| 号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定 | 号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定 |
| した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メート | した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メート |
| ルの区域内にある場合において、その設置によつて当該 | ルの区域内にある場合において、その設置によつて当該 |
| 施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると | 施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると |
| 認めるときも、前項と同様とする。 | 認めるときも、前項と同様とする。 |
| 一 (略) | 一 (略) |
| 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七 | 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七 |
| 条第一項に規定する児童福祉施設(以下単に「児童福 | 条に規定する児童福祉施設(以下単に「児童福祉施設 |
| 祉施設」という。) | 」という。) |
| 三(略) | 三(略) |
| 4~6 (略) | 4~6 (略) |
| | |

○地価税法(平成三年法律第六十九号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第九十三条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|---------------------------|---------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | |
| 別表第一(第六条関係) | 別表第一(第六条関係) |
| 一~五 (略) | 一~五 (略) |
| 六 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条 | 六 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条 |
| 第一項(定義)に規定する社会福祉事業の施設(児童 | 第一項(定義)に規定する社会福祉事業の施設(児童 |
| 福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一 | 福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条(児 |
| 項(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設を含む。 | 童福祉施設)に規定する児童福祉施設を含む。)、老 |
|)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第 | 人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九 |
| 二十九条第一項(有料老人ホーム)に規定する有料老 | 条第一項(有料老人ホーム)に規定する有料老人ホー |
| 人ホーム又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六 | ム又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第 |
| 号)第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業の | 二条第一項(定義)に規定する更生保護事業の施設の |
| 施設の用に供されている土地等 | 用に供されている土地等 |
| 七~二十四 (略) | 七~二十四 (略) |
| | |

○過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| 改 正 案 現 | | /作業音//じ己コ音// |
|---|-------------------|--------------|
| | 現 | 行 |
| 別表(第十条関係) | | |
| 事業の区分 国の負担割合 事業の区分 | | 国の負担割合 |
| (略) (略) (略) (略) (略) | | (略) |
| 児童福祉施 児童福祉法(昭和二十 二分の一から十分 児童福祉施 児童福祉法 | | 二十二分の一から十分 |
| 設 二年法律第百六十四号 の五・五(国又は 設 二年法律第 | | 四号の五・五(国又は |
|) 第七条第一項に規定 地方公共団体以外)第七条1 | [体以外)第七条に規定する児 | る児 地方公共団体以外 |
| する児童福祉施設のう の者が設置する保 | する保 | 保育の者が設置する保 |
| ち保育所の設備の新設 育所に係るものに | | 修理 育所に係るものに |
| 、修理、改造、拡張又しあっては、三分のし、改造、は、 | , | 整備あっては、三分の |
| は整備 | | 11) まで |
| (略) (略) (略) (略) | | (略) |

○社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

(附則第九十四条関係) (傍線部分は改正 部分)

| 第百十号)第八十四条第三項又は障害者自立支援法(平った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行 | 対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第)第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に | 十条第一項、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号平成六年法律第百十七号)第十五条第三項若しくは第二 | 含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(十五条第三項(第二十条第三項において準用する場合を | 傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、戦 | の四第三項(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号社法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の九 | 二十五年法律第百四十四号)第五十三条第三項、児童福2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和 | (略) | 改正案 |
|---|--|--|--|--|--|---|------|-----|
| 第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十条十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する | 一項、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三年法律第百十七号)第十五条第三項若しくは第二十条第 |)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六第三項(第二十条第三項において準用する場合を含む。 | 特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十五条十条第六項において準用する場合を含む。)、戦傷病者 | 項及び母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二四号)第二十一条の三第三項(同法第二十一条の九第九 | 条の五第三項、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九 | 二十五年法律第百四十四号)第五十三条第三項、身体障2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和 | 条(略) | 現 |

費に 機関 第五 生活 場合を含む。 は た者の 子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四 見を求めら 十条第六項、 第四 (第二十条第三項において準用する場合を含む。 障 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四 者 員 その支払に必 しくは第二十条第二項、 医 相当する額の に対する診 !保護指定医療機関に支払うべき額の決定につい \mathcal{O} 害者自立支援法第七十三条第四 十三条第四項、 療 |項(母子保健法第二十条第七項において準用する 医 般 機 第二十二条第三項の規定により、 「療及び 疾病医 与 関 等 ħ \mathcal{O} に たときは、 請 関する 源報酬 神喪失等の状態で重大な他害行為を行 .療機関若しくは保険医療機関等若しくは 要な事務を行うことができる。 観察等に関する法律第八 求することのできる診 支払に関する事: 結核予防法第三十八条第六項、 戦傷病者特別 又は 法 律 意見を述 児童福祉 (昭 般疾病 和二十七年法律第一 べ、 務を委託されたときは 援護法第十五条第四 法第二 医 項の規定により医 また、 |療費若しくは医療 療 十四条第四 報 一十一条の九 療養を担当す 酬 生活保護 \mathcal{O} 防衛庁 額又は 感染 二百 て意 項 原 療 又 法 \mathcal{O} 症 \mathcal{O} 項 項 被

成十七

年

法

律

第

第七十三条第

三項の!

規定に

ょ

む。 者の は、 防 より医療機関に対する診療報酬 項 び \mathcal{U} 法 場合を含む。 護法第十五条第四項 身体障害者福祉法第十九条の五第四項 関に支払うべき額 関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護 たときは、 くは医療費に 医 法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項 ることのできる診療報酬 文は 第二 号) 母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含 衛庁の職員の給与等に関する法律 療及び観察等に関する法律第八十四条第四 感染症の患者に対する医療に関する法律第四 意見を述べ、 矢 \mp 第八 心 療及び 神喪 結核予防法第三十八条第六項、 条の三 そ + 失等 の支払に必要な事務を行うことができる。 相当する額の 兀 観察等に関 **|条第三** また、 一第四 原子爆弾被爆者に対する援護に関 の決定について意見を求 0 状態 (第二十条第三項におい 項 項 生活保護法第五十三条第四 0) す \mathcal{O} (同: 規定に る法 支払に関する事務を委託され 重 額又は被爆者 大な他害 法第二十一 又は 律 により 平 (昭和二十七年法律 般疾病医 行為を行 医 成 条の 療機 千 感染症の予 戦傷病者 般 め 五. 九第 て準 覧指 定 年法 項 疾病 5 関 干 児 療費若 の規定に れ 0 \mathcal{O} たとき た 条第 特 九 童 用 医 矢 律 請 防 する 別 項 項 療 福 す 求 機 及 る す

する。 第十四号)第五十八条の十五又は老人保健法 九条の七、 を委託されたとき、 支払に関する事務を委託されたときにおいても、 五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査 の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項に 七年法律第八十号)第二十九条第三項 に関する法律 る者が国に対して請求することができる診療報酬の て準用する場合を含む。)若しくは同法第四十六条の の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の |に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第二十 並びに精神保健及び精神障害者福 (昭和二十八年法律 (同法第三十一条 (昭和五-同様と 額 務 お + 祉 \mathcal{O}

務を委託されたときにおいても、 規定により、これらの条に規定する審査 合を含む。)若しくは同法第四十六条の五の二第十 及び向精神薬取締法 害者福祉に関する法律 する事務を委託されたとき、 酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関 を担当する者が国に対して請求することができる診 診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事 に第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場 十八条の十五又は老人保健法 第二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、 第二十九条の七若しくは第三十二条の二第三項、 第二十九条第三項 (昭和二十八年法律第十四号) 第五 (同法第三十一条の二第十項並び (昭和二十五年法律第百二十三 並びに精神保健及び精 (昭和五十七年法律第 同様とする。 額の算定又は -項の 八十 麻薬 療養

3~5 (略)

○社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

(附則第九十五条関係) (傍線部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 |
|----------------------------|----------------------------|
| 第十五条(略) | 第十五条 (略) |
| 2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和 | 2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和 |
| 二十五年法律第百四十四号)第五十三条第三項、児童福 | 二十五年法律第百四十四号)第五十三条第三項、児童福 |
| 祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の三 | 祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の九 |
| 第三項(同法第二十四条の二十一及び母子保健法(昭和 | の四第三項(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号 |
| 四十年法律第百四十一号)第二十条第七項において準用 |)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、戦 |
| する場合を含む。)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八 | 傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第 |
| 年法律第百六十八号)第十五条第三項(第二十条第三項 | 十五条第三項(第二十条第三項において準用する場合を |
| において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対 | 含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(|
| する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十 | 平成六年法律第百十七号)第十五条第三項若しくは第二 |
| 五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法(昭和 | 十条第一項、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号 |
| 二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項、感染症の |)第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に |
| 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 | 対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第 |
| 十年法律第百十四号)第四十条第五項、心神喪失等の状 | 四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行 |
| 態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関す | った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律 |
| る法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項又 | 第百十号)第八十四条第三項又は障害者自立支援法(平 |

者自 保険 六項 及び する場合を含む。 別援護法第十五条第四項 給与等に関する法律 対する診 医療及び観察等に関する法律第八十 及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第 する法律第十五条第四 きる診 は 十三条第三 障 祉 る額 立支援法第七十三条第四項の規定に 母子保健法第二十条第七項において準 法第二十 |医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払う 害者自立支援法 また、 心 必 0) で要な事 療 決定に 報酬 神喪失等の状態で重 0 報酬 支払に関する事務を委託されたときは、 結核予防法第三十八条第六項、 項 生活保護法第五十三条第四項、 0 \mathcal{O} 条の三第四項 務を行うことができる。 又は っい 額又は被爆者 規定により医 て意見を求 (昭和二十七年法律第二百六十六号 (平成十七年 般疾病医 原子爆弾被爆者に対する援護に関 項若しくは第二十条第二項、 (第二十条第三項において準 大な他害行為を行った者の 療 (同法第二十四条の二十 般 |療費若しくは医療費に相 機 めら 疾病医療機関若しくは 関 法 四条第四項又は障害 れたときは、 律 \mathcal{O} 請 第 により 防 求することの 衛庁 感染症の予防 用する場合を 医療機関 戦傷病者特 \mathcal{O} 意見を 職 その 第七 児童 員 甪 で \mathcal{O} 12

爆者 十六号) 職 費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは 機関に対する診療報酬又は た者の医療及び観察等に関する法律 場合を含む。 兀 若しくは第二十条第二項 子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第 見を求められたときは、 生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定につい n は 十条第六項、 \mathcal{O} 第五十三条第四 成]第四 (第二十条第三項において準用する場合を含む。 一十七 .障害者自立支援法第七十三条第四 予防及び感染症 員の給与等に関 その支払に必要な事務を行うことができる。 医 療 年法 項(母子保健法第二十条第七項において準用 般疾病医療機関若しくは保険医療機関 機 第二十二条第三項の規定により、 関 \mathcal{O} 律 心神喪失等の状態で重大な他害行為 請 第 項 求 ける法 結核予防法第三十八条第六項、 することのできる診 の患者に対する医療に関する法 戦傷病者特別援護法第十五条第 号) 律 意見を述べ、 児童福 第七十三条第三項 (昭 般疾病医療費若しく 和二十七 祉法第二十一条 項 第八十四 また、 療報酬 $\widehat{\mathcal{O}}$ 年法 規定により 療養を担当す 生活 律第 条第 等若 (T) \mathcal{O} 規 防 額 感染症 匹 律 は 0 保 又 定 ずる によ 百 匹 医 項 九 兀 は は 又 原 項 被 \bigcirc 項

する場合を含む。 項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用 法 国に対して請求することができる診 する事務を委託されたときにおいても、 定又は診療報酬若しくは老人訪問 されたとき、 第五十八条の十五又は老人保健法 する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託 項 麻薬及び向精神薬取締法 第二十二条第三項の規定により、 の規定により、これらの条に規定する審査、 昭昭 和二十五 第二十九条第三項 並 びに精神保健及び精神障害者福祉に関)若しくは同法第四十六条の五 年法律第百二十三号) (昭和二十八年法律第十四号 (同法第三十一 看護療養費の支払に関 療報 療養を担当する者が (昭和五十七年法 第二十 同様とする。 酬 \mathcal{O} 条の二第 額 -九条の・ \mathcal{O} 額の算 五の二第 審 査 七 律 12

する。 支払に関する事務を委託されたときにおいても 七年法律第八十号)第二十九条第三項 第十四号) 九条の七、 に関する法律 を委託されたとき、 審査に関する事務及びその診療報酬 五. の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項 る者が国に対して請求することができる診療報 11 一の二第十項の規定により、 て準用する場合を含む。) 額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問 第五十八条の十五又は老 麻薬及び (昭和二十五年法律第百二十三号) 第二十 並びに精神保健及び精神障害者)向精 神薬取 これらの条に規定する審 若しくは同法第四十六 締 法 人保健法 の支払に関する (昭和二十八年法 (同法第三十 看護療 (昭 膕 同 養 和 \mathcal{O} 費 福 様 五 に 額 お + 務 \mathcal{O}

3~5 (略

3

5

〇少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| 2 (略) | 2 (略) | 2 |
|----------------------------|----------------------------|---|
| 五(略) | 五(略) | |
| 四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第五号の罪 | 四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第六号の罪 | |
| 一~三 (略) | 一~三(略) | |
| 家庭裁判所にこれを提起しなければならない。 | 家庭裁判所にこれを提起しなければならない。 | |
| 第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、 | 第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、 | 第 |
| (公訴の提起) | (公訴の提起) | |
| 現 | 改正案 | |
| (傍線部分は改正部分) | 附則第九十六条関係) | 附 |

○医療法(昭和二十三年法律第二百五号)新旧対照表(平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行)

| (附則第九十七条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現 |
| | |
| (業務) | (業務) |
| 第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は | 第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は |
| 介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄 | 介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄 |
| 付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又 | 付行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又 |
| は一部を行うことができる。 | は一部を行うことができる。 |
| 一~六 (略) | 一~六 (略) |
| 七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条 | 七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条 |
| 第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生 | 第三項第二号から第六号までに掲げる業務のうち厚生 |
| 労働大臣が定めるものの実施 | 労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の |
| | 実施 |
| 2 · 3 (略) | 2 · 3 (略) |
| | |

○一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号) 新旧対照表 平成十八年十月一日施行

(附則第九十八条関係) (傍線の部分は改正部分)

現 行 改 正 案

別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)

| 職員の区 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|---------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 7 | 号 俸 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 1 | 147,200 | 190,000 | 236,900 | 257,700 | 296,800 | 330,3 |
| | 2 | 151,900 | 197,200 | 245,700 | 266,600 | 306,800 | 342,3 |
| | 3 | 157,400 | 204,400 | 254,700 | 275,600 | 316,900 | 354,2 |
| | 4 | 163,100 | 211,700 | 263,200 | 284,800 | 327,200 | 366,0 |
| | 5 | 169,200 | 219,400 | 271,600 | 294,300 | 337,600 | 377,6 |
| | 6 | 175,900 | 227,400 | 280,000 | 304,100 | 348,000 | 389,0 |
| | 7 | 182,700 | 235,800 | 288,400 | 313,800 | 357,800 | 400,5 |
| | 8 | 189,900 | 244,500 | 296,900 | 323,700 | 367,300 | 412,1 |
| | 9 | 195,900 | 253,500 | 305,200 | 333,600 | 376,700 | 423,5 |
| | 10 | 201,300 | 261,800 | 313,300 | 343,300 | 386,000 | 434,3 |
| | 11 | 206,700 | 270,100 | 321,300 | 352,700 | 395,300 | 444,0 |
| | 12 | 211,700 | 278,300 | 328,600 | 361,900 | 404,600 | 453,4 |
| | 13 | 217,100 | 286,300 | 335,900 | 370,900 | 413,200 | 461,1 |
| | 14 | 222,500 | 294,100 | 343,100 | 379,600 | 421,100 | 467,5 |
| | 15 | 227,900 | 301,700 | 348,600 | 388,000 | 426,900 | 474,0 |
| | 16 | 233,100 | 308,900 | 353,300 | 395,000 | 432,500 | 478,5 |
| | 17 | 238,400 | 315,800 | 357,300 | 400,500 | 436,300 | 482,8 |
| 耳任 | 18 | 243,000 | 322,500 | 360,600 | 405,200 | 440,000 | 486,9 |
| テ 月職 | 19 | 247,300 | 328,400 | 363,400 | 409,400 | 443,900 | |
| 員以外の | 20 | 251,600 | 334,000 | 366,300 | 412,900 | 447,500 | |
| 職員 | 21 | 255,600 | 337,600 | 368,800 | 416,600 | 451,100 | |
| | 22 | 259,500 | 340,900 | 371,300 | 420,100 | | |
| | 23 | 262,900 | 344,000 | 373,800 | 423,600 | | |
| | 24 | 266,200 | 346,300 | 376,400 | 427,100 | | |
| | 25 | 269,000 | 348,500 | 379,000 | | | |
| | 26 | 271,600 | 350,800 | 381,600 | | | |
| | 27 | 273,700 | 353,000 | | | | |
| | 28 | 275,700 | 355,200 | | | | |
| | 29 | 277,700 | 357,600 | | | | |
| | 30 | 279,600 | 359,800 | | | | |
| | 31 | 281,500 | 362,100 | | | | |
| | 32 | 283,400 | 364,300 | | | | |
| | 33 | 285,200 | | | | | |
| | 34 | 287,100 | | | | | |
| | 35 | 288,900 | | | | | |
| | 36 | 290,800 | | | | | |
| | 37 | 292,600 | | | | | |
| | 38 | 294,400 | | | | | |
| | 39 | 296,100 | | | | | |
| 再任 用職 員 | | 201,400 | 251,700 | 269,000 | 308,300 | 331,300 | 365,8 |

備考 この表は、<u>身体障害者更生援護施設</u>、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

| 職員の区 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|---------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 分区分 | 号 俸 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | F |
| | 1 | 147,200 | 190,000 | 236,900 | 257,700 | 296,800 | 330,30 |
| | 2 | 151,900 | 197,200 | 245,700 | 266,600 | 306,800 | 342,30 |
| | 3 | 157,400 | 204,400 | 254,700 | 275,600 | 316,900 | 354,20 |
| | 4 | 163,100 | 211,700 | 263,200 | 284,800 | 327,200 | 366,00 |
| | 5 | 169,200 | 219,400 | 271,600 | 294,300 | 337,600 | 377,60 |
| | 6 | 175,900 | 227,400 | 280,000 | 304,100 | 348,000 | 389,00 |
| | 7 | 182,700 | 235,800 | 288,400 | 313,800 | 357,800 | 400,50 |
| | 8 | 189,900 | 244,500 | 296,900 | 323,700 | 367,300 | 412,10 |
| | 9 | 195,900 | 253,500 | 305,200 | 333,600 | 376,700 | 423,50 |
| | 10 | 201,300 | 261,800 | 313,300 | 343,300 | 386,000 | 434,30 |
| | 11 | 206,700 | 270,100 | 321,300 | 352,700 | 395,300 | 444,00 |
| | 12 | 211,700 | 278,300 | 328,600 | 361,900 | 404,600 | 453,40 |
| | 13 | 217,100 | 286,300 | 335,900 | 370,900 | 413,200 | 461,10 |
| | 14 | 222,500 | 294,100 | 343,100 | 379,600 | 421,100 | 467,50 |
| | 15 | 227,900 | 301,700 | 348,600 | 388,000 | 426,900 | 474,00 |
| | 16 | 233,100 | 308,900 | 353,300 | 395,000 | 432,500 | 478,50 |
| 再任 | 17 | 238,400 | 315,800 | 357,300 | 400,500 | 436,300 | 482,80 |
| | 18 | 243,000 | 322,500 | 360,600 | 405,200 | 440,000 | 486,90 |
| 円仕 用職 | 19 | 247,300 | 328,400 | 363,400 | 409,400 | 443,900 | |
| 員以 | 20 | 251,600 | 334,000 | 366,300 | 412,900 | 447,500 | |
| 外の 職員 | 21 | 255,600 | 337,600 | 368,800 | 416,600 | 451,100 | |
| | 22 | 259,500 | 340,900 | 371,300 | 420,100 | | |
| | 23 | 262,900 | 344,000 | 373,800 | 423,600 | | |
| | 24 | 266,200 | 346,300 | 376,400 | 427,100 | | |
| | 25 | 269,000 | 348,500 | 379,000 | | | |
| | 26 | 271,600 | 350,800 | 381,600 | | | |
| | 27 | 273,700 | 353,000 | | | | |
| | 28 | 275,700 | 355,200 | | | | |
| | 29 | 277,700 | 357,600 | | | | |
| | 30 | 279,600 | 359,800 | | | | |
| | 31 | 281,500 | 362,100 | | | | |
| | 32 | 283,400 | 364,300 | | | | |
| | 33 | 285,200 |] | | | | |
| | 34 | 287,100 | | | | | |
| | 35 | 288,900 | | | | | |
| | 36 | 290,800 | | | | | |
| | 37 | 292,600 |] | | | | |
| | 38 | 294,400 |] | | | | |
| | 39 | 296,100 | | | | | |
| 再任 用職 員 | | 201,400 | 251,700 | 269,000 | 308,300 | 331,300 | 365,80 |

備考 この表は、<u>障害者支援施設、</u>児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に 従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第九十九条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|---------------------------|---------------------------|
| 改正案 | |
| (無償貸付) | (無償貸付) |
| 第二条(略) | 第二条 (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| | 一 (略) |
| 二 地方公共団体において、児童福祉法(昭和二十二年 | 二 地方公共団体において、児童福祉法(昭和二十二年 |
| 法律第百六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉 | 法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設の |
| 施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又 | うち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会 |
| は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に | 福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主とし |
| 主として供する施設の用に供するとき。 | て供する施設の用に供するとき。 |
| イ〜ハ(略) | イ〜ハ(略) |
| ニ 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給 | |
| に係る者に対する障害児施設支援の用 | |
| 三 地方公共団体において、障害者自立支援法(平成十 | 三 地方公共団体において、身体障害者福祉法(昭和二 |
| 七年法律第号)第五条第十二項に規定する障害 | 十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する |
| 者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき | 身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものの用 |
| 、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一 | に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げ |
| | |

用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。 るとき 若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供す (ハに掲げる用に供する場合には、 ハに掲げる

三号) 身体障害者福 の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当 祉法 (昭 和二十 匹 [年法律第二百八十

該委託に係る措置の用

口 託に係る措置の用 の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号

援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る 条第六項に規定する生活介護 支給に係る者に対する障害福祉サービス 介護給付費 する自立訓 障害者自立支援法の規定による介護給付費 練 訓練等給付費又は特例訓練等給付費の 同条第十四項に規定する就労移行支 同条第十三項に規定 (同法第五 特 例

> 用に供するとき。 る用のうち一若しくは二の 用に主として供する施設の

受けて行う当該委託に係る措置の用 身体障害者福祉法 \mathcal{O} 規定に基づき市町 村の委託

1

口 身体障害者福祉法の 規定による施設訓 練等支援費

支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

匹 十五年法律第三十七号) 地方公共団体において、 第五条に規定する知的障害者 知的障害者福祉 法 (昭和三

援護施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、

| 3 (略) | 四 〜 六 |
|-------|--------------|
| | 略 |

3 五 { (略) (略)

は知的障害者授産施設支援の用

の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又

知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費

又は社会福祉法人において、 しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。 受けて行う当該委託に係る措置の用 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を 次に掲げる用のうち一若

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)新旧対照表(公布日施行)

| (附則第百一条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | |
| (社会保険診療報酬の所得計算の特例) | (社会保険診療報酬の所得計算の特例) |
| 第二十六条(略) | 第二十六条 (略) |
| 2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる | 2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる |
| 給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。 | 給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。 |
| 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康 | 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康 |
| 保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、船員保険 | 保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、船員保険 |
| 法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組 | 法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組 |
| 合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(防衛庁の職 | 合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(防衛庁の職 |
| 員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六 | 員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六 |
| 十六号)第二十二条第一項においてその例によるもの | 十六号)第二十二条第一項においてその例によるもの |
| とされる場合を含む。以下この号において同じ。)、 | とされる場合を含む。以下この号において同じ。)、 |
| 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十 | 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十 |
| 二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第 | 二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第 |
| 二百四十五号)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年 | 二百四十五号)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年 |
| 法律第百六十八号)、身体障害者福祉法、母子保健法 | 法律第百六十八号)、母子保健法(昭和四十年法律第 |
| (昭和四十年法律第百四十一号)、児童福祉法(昭和 | 百四十一号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六 |

当該部 等共済. 法、 より 当する部分 て同 養費を支給することとされる被保険者、 規定によつて訪 0 は 該 若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当 しくは特別療養費 よつて入院時食事療養費、 規定に基づく療養の給付 する援 二十二年法律第百六十 **公院時** 特別 項に規定する特別療養費をいう。 加入者若しくは被扶養者に係る指定訪 額としてこれらの法律の規定により定める金額に相 ľ 証 船員保険法、 護に 更生医療の給付、 明がされ 分であることにつき財務省令で定めるところに 療養費 組合法若しくは私立学校教 食事療養費、 を支給することとされる被保険者、 関 (特別療養費に係る当 する法律 0 問 額 たものに限る。 の算定に係る当該療養に要する費用 国家公務員 看護療養費若しくは家族訪 (国民健康保険法第五 特定療養費、 -四号) 又は 伞 養育医療の給 (健康保険 -成六年: 特定療養費、 (共済組合法)又はこれらの法律の 該部 法律 原子爆弾被爆者に対 職員共済法 法 家族療養費若しく 以下この号にお 付 分にあっては、 第 国民健 問 組合員若 十四条の三第 家族療養費若 (百十七号) 育 地方公務 看護を含む 『成医療の 問看護療 0) 康保険 組 規 合員 定 \mathcal{O}

付、 十四四 養費、 給付 律 法律の規定により定める金額に相当する部分 扶養者に係る指 とされる被保険者、 護療養費若しくは家族 のに限る。 につき財務省令で定めるところにより 養費に係る当該部 算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれ くは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費 ることとされる被保険者、 療養費をいう。 国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特 は私立学校 家公務員共済組 特定療養費、 (平成六. 号) 養育医療の給付、 健康保険 特定療養費、 又は原子)又はこれ 教職 年法 定訪 家族療養費若しくは特別療養費 以下この号に 合法、 員 法 律 第 分にあつては、 、共済法の 操弾被爆者に対する援護に関 間 組 家族療養費若しくは特別療 国民健康保険法 百十 訪問 地 合員若 らの法律の規定によつて訪問 療育の給付又は医療の 看護を含む。 方公務員等共済組合法若 Ė 組合員若しくは加入者若し 規定によつて入院時 号) 看護療養費を支給すること L おいて同じ。 くは の規定に基づく 当該部分であること 加入者若 証明がされたも 船員保険 更生医 を支給 給付 (特 ける法 療 養費 \mathcal{O} 食 療 らの 別 事 額 莂 玉 療 \mathcal{O} \mathcal{O}

| | 3 • 4 | | | | | | | <u>二</u> 5 五. | 給付、 |
|--|-------------|-------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|--------------|
| | (略) | | | | | | | (略) | 療育の給付又は医療の給付 |
| | 3 · 4 (略) | める金額に相当する部分 | 支援医療に要する費用の額として同法の規定により定 | ち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立 | 支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のう | 規定によつて自立支援医療費を支給することとされる | 六 障害者自立支援法 (平成十七年法律第 号)の | 二~五(略) | |

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

| (昭和四十年法律第百四十一号)、児童福祉法(昭和 | 百四十一号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六 |
|----------------------------|----------------------------|
| 法律第百六十八号) 、身体障害者福祉法、母子保健法 | 法律第百六十八号)、母子保健法(昭和四十年法律第 |
| 二百四十五号)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年 | 二百四十五号)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年 |
| 二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第 | 二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第 |
| 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十 | 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十 |
| とされる場合を含む。以下この号において同じ。)、 | とされる場合を含む。以下この号において同じ。)、 |
| 十六号)第二十二条第一項においてその例によるもの | 十六号)第二十二条第一項においてその例によるもの |
| 員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六 | 員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六 |
| 合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(防衛庁の職 | 合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(防衛庁の職 |
| 法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組 | 法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組 |
| 保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、船員保険 | 保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、船員保険 |
| 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康 | 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康 |
| 給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。 | 給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。 |
| 2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる | 2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる |
| 第二十六条 (略) | 第二十六条 (略) |
| (社会保険診療報酬の所得計算の特例) | (社会保険診療報酬の所得計算の特例) |
| | |
| 現 | 改正案 |
| (傍線部分は改正部分) | (附則第百二条関係) |

付 国民健 養費、 給付 とされ 護療養費若しくは家族訪問 のに限る。 につき財務省令で定めるところにより証明がされたも 養費に係る当該部分にあつては、 法律の規定により定める金額に相当する部分 算定に係る当該 くは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費 ることとされる被保険者、 療養費をいう。 は 家公務員共済組合法 律 養者に係る指 私立学校教 四号) 特定療養費、 平 養育医療の (健 -成六年 る被保険者、 康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別 特定療養費、 又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法 康保険法、 又はこれらの法律の規定によつて訪問看 職員共済法の規定によつて入院時 法 定訪問 給付、 療養に要する費用の 家族療養費若しくは特別療養費の 以下この号におい 律 第百十七号) 組合員若 家族療養費若しくは特別療養費 国民健康保険 療育の給付又は医療の給付 地方公務員等共済組合法若 看護を含む。 組合員若しくは加入者若し 看護療養費を支給すること しく \mathcal{O} 当該部: は加加 て同 規定に 法 額としてこれら ľ 入者若しくは 船員保険法 を基づく 更生 分であること)を支給、 医 (特別療 食事 療 療 額 の給 養 玉 被 \mathcal{O} 療 \mathcal{O} \mathcal{O}

当該 等共 より 当する部分 法、 は加 若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当 養費を支給することとされる被保険者、 規定によつて訪問 は特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用 該入院時食事療養費、 て同じ。 しくは特別療養費 よつて入院時食事療養費、 規定に基づく療養の給付 する援護に 一十二年法 類としてこれらの法律の規定により定める金額に相 項に規定する特別療養費をいう。 入者若しくは被扶養者に係る指 証明がされたものに限る。 一部分であることにつき財務省令で定めるところに 済組合法若しくは私立学校教職員共済法 船員保険法、 更生医療の給付、)を支給することとされる被保険者、 関する法 律第百六十四号) (特別療養費に係る当該部分にあ 国家公務員共済組合法 看護療養費若しくは家族 (国民健康保険法第五十四条の 律 特定療養費、 伞 養育医療の給付 (健康保険 -成六年 特定療養費、 又は原子)又はこれらの法 法 定訪問 法 家族療養費若しく 以下この 律 爆弾 第 家族療 組 国民健 百 看護 十七七 被爆 地方公務 育成医 合員若 訪 一号に 間 って 0) 者に を含む 組 規 康 看 養費若 合員 定に 療 律 保 護 お 険 対 \mathcal{O}

| 3 · 4 (略) | める金額に相当する部分 | 支援医療に要する費用の額として同法の規定により定 | ち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立 | 支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のう | 規定によつて自立支援医療費を支給することとされる | (障害者自立支援法 (平成十七年法律第 号)の | 二~五 (略) | |
|-----------|-------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------|-----------------|
| 3 · 4 (略) | | | | | | | 二~五 (略) | 給付、療育の給付又は医療の給付 |

○老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第百五条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現 |
| | |
| (準用規定) | (準用規定) |
| 第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで | 第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで |
| の規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は | の規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は |
| 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号) | 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号) |
| 第二条第二項第四号の規定若しくは同法第三条第一項第 | 第二条第二項第五号の規定若しくは同法第三条第一項第 |
| 四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しく | 四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しく |
| は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。 | は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。 |
| | |

○戦傷病者特別援護法 (昭和三十八年法律第百六十八号) 新旧対照表 (平成十八年四月一日施行)

| (所見) 第一子(外見) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別 | (|
|---|----------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | |
| (更生医療の給付) | (更生医療の給付) |
| 第二十条 (略) | 第二十条 (略) |
| 2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が障害者自立支援法 | 2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が身体障害者福祉法 |
| (平成十七年法律第 号)第五十四条第二項に規定 | (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条第四項に |
| する指定自立支援医療機関に委託して行うものとする。 | 規定する指定医療機関に委託して行なうものとする。 |
| 3~5 (略) | 3~5 (略) |
| | |

〇母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

| | | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------|--------------------|
| | 玛 | ŕ |
| (養育医療) | (養育医療) | |
| 第二十条 (略) | 第二十条 (略) | |
| 2~5 (略) | 2~5 (略) | |
| 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定 | | |
| により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定に | | |
| より指定養育医療機関が請求することができる診療報酬 | | |
| の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者 | | |
| (民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義 | | |
| 務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。)が | | |
| 負担することができないと認められる額とする。 | | |
| 7 児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第 | 6 児童福祉法第二十一条並び | 二十一条並びに第二十一条の九第六項及 |
| 二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について | び第七項の規定は、指定養育 | は、指定養育医療機関について、同法第 |
| 、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五まで | 二十一条の二から第二十一条 | ら第二十一条の四までの規定は、養育医 |
| の規定は、養育医療の給付について準用する。この場合 | 療の給付について、同法第二 | て、同法第二十一条の五の規定は、養育 |
| において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一 | 医療に要する費用について準 | 用について準用する。この場合において |
| 条の九の五第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府 | 、同法第二十一条の三第四項 | 条の三第四項及び第二十一条の四第二項 |

とする。 保健所を設置する市又は特別区」 と読み替えるもの

(費用の徴収

第二十一条の四 者から、 は特別区の長は、 要する費用を支弁した都道府県、 の全部又は一 その負担能力に応じて、 部を徴収することができる 第二十条の規定による養育医療の給付に 当該措置を受けた者又はその扶養義務 当該措置に要する費用 保健所を設置する市又

2 3 略

、緊急時における厚生労働大臣 の事 務執行

第二十七条

第

十条第七項において準用する児童福祉

法

 \mathcal{O}

事務執行

とする。この場合においては、 保護する緊急の必要があると厚生労働大臣 第二十一条の 権限に属するものとされている事務は、 あつては、 九の 厚生労働大臣又は都道府県 五第 一項の規定により都道府県知事 第二十条第七項において 未熟児の利益を 知 事 が認める場合 が行うもの \mathcal{O}

> 中 する市又は特別区」と読み替えるものとする。 「都道府県」とあるのは、 都道府県、 保健所 を 置

、費用の徴収

第二十一条の四 者 要する費用を支弁した都道府県、 置に要する費用の全部又は 義務者をいう。 は特別区の長は、 (民法 明 治二十九年法律第八十九号)に定める扶養 第二十条の規定による養育医療の給付 から、 当該措置を受けた者又はその扶養義務 その負担能力に応じて、 部を徴収することができ 保健所を設置する市又 当該措 12

る。

2 • 略

第二十七条 る。 する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあ に属するものとされている事務は、 第二十一条の四第一項の規定により都道府県 つては、 (緊急時における厚生労働大臣 この場合においては、 厚生労働大臣又は都道府県知事 第二十条第六項において準用する児童福 第二十条第六項において準用 未熟児の利益 が行うものとす 知事 を保護 0 祉 権 法

2

(略)

に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定と する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務 して厚生労働大臣に適用があるものとする。

(略)

2

〇母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第百八条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| | 現行 |
| (養育医療) | (養育医療) |
| 第二十条 (略) | 第二十条(略) |
| 2~5 (略) | 2~5 (略) |
| 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定 | 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定 |
| により準用する児童福祉法第二十一条の二の規定により | により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定に |
| 指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例 | より指定養育医療機関が請求することができる診療報酬 |
| により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民 | の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者 |
| 法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者 | (民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義 |
| をいう。第二十一条の四第一項において同じ。)が負担 | 務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。)が |
| することができないと認められる額とする。 | 負担することができないと認められる額とする。 |
| 7 児童福祉法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一 | 7 児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第 |
| 条の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一 | 二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について |
| 条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給 | 、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五まで |
| 付について準用する。この場合において、同法第二十一 | の規定は、養育医療の給付について準用する。この場合 |
| 条の三第四項及び第二十一条の四第二項中「都道府県」 | において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一 |
| とあるのは、「都道府県、保健所を設置する市又は特別 | 条の九の五第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府 |

と読 み替えるものとする。

県、

保健所を設置する市又は特別区」

と読み替えるも

とする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条

第二十条第七項におい

て準用する児童福!

祉

法

する同法の規定中都道府県知事に関する規定 する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合に 第二十一条の四 に係るものに限る。 る。この場合においては、第二十条第七項において準用 に属するものとされている事務は、 つては、 て厚生労働大臣に適用があるものとする。 厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとす 第 項の規定により都道府県知事の権限 は、 厚生労働大臣に関する規定と 未熟児の利益を保護 (当該事務 あ

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 準 定として厚生労働大臣に適用があるものとする。 事 とする。この場合においては、 にあつては、 保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める 権限に属するものとされている事務は、未熟児の利 第二十一条の 務に係るものに限る。 ·用する同法の規定中都道府県知事に関する規定 第二十条第七項におい 厚生労働大臣又は都道府県知事が行うも 九の五第一項の規定により都道府県 は、 第二十条第七項に 厚生労働大臣に関する規 て準用する児童 において 知 福 (当該 場合 益 事 祉 0 \mathcal{O} 法

2 略

2

略

○消費税法(昭和六十三年法律第百八号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

| する法律(平成六年法律第百十七号)の規定に基づ | (平成十七年法律第 号)の規定に基づく自立 |
|---------------------------|---------------------------|
| に係る医療並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関 | 病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法 |
| のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付 |)の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾 |
| 十五年法律第百四十四号)の規定に基づく医療扶助 | 対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号 |
| 十三号)の規定に基づく医療、生活保護法(昭和二 | 助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に |
| 障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二 | 定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶 |
| に要する費用の支給に係る医療、精神保健及び精神 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規 |
| 三号)の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療 | 二十五年法律第百二十三号)の規定に基づく医療、 |
| ハー身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十 | ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 |
| イ・ロ (略) | イ・ロ (略) |
| 大臣の定める金額に相当する部分に限る。) | 大臣の定める金額に相当する部分に限る。) |
| 提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務 | 提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務 |
| のとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の | のとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の |
| 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するも | 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するも |
| 一~五 (略) | 一~五(略) |
| 別表第一(第六条関係) | 別表第一(第六条関係) |
| | |
| 現行 | 改正案 |
| (傍線部分は改正部分) | (附則第百九条関係) |

| 支 | |
|---------------|--|
| 援 | |
| 医 | |
| 療 | |
| // 4 1 | |
| 費 | |
| \mathcal{O} | |
| 支 | |
| | |
| 給 | |
| に | |
| 係 | |
| Z | |
| 7 (A) | |
| 医 | |
| 療 | |
| | |

略略

七〜十三(略)
こ〜ト (略)
に係る医療
に係る医療
く医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給

○消費税法(昭和六十三年法律第百八号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第百十条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|---------------------------|---------------------------|
| 改正案 | 現 行 |
| 別表第一(第六条関係) | 別表第一(第六条関係) |
| 一~五 (略) | 一~五 (略) |
| 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するも | 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するも |
| のとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の | のとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の |
| 提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務 | 提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務 |
| 大臣の定める金額に相当する部分に限る。) | 大臣の定める金額に相当する部分に限る。) |
| イ・ロ (略) | イ・ロ (略) |
| ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 | ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 |
| 二十五年法律第百二十三号)の規定に基づく医療、 | 二十五年法律第百二十三号)の規定に基づく医療、 |
| 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規 |
| 定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶 | 定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶 |
| 助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に | 助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に |
| 対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号 | 対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号 |
|)の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾 |)の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾 |
| 病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法 | 病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法 |
| (平成十七年法律第 号)の規定に基づく自立 | (平成十七年法律第 号)の規定に基づく自立 |

支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護

医療費の支給に係る医療

ニート (略)

のを除く。)
七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するも

イ (略)

口 設若しくは 業及び更生保護事業法 ての作業に基づき行われるもの は同号に規定する障害福祉サー 続支援を行う事業に限る。 立支援法第五条第六項 に規定する地域活動支援センターを経営する事業又 第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施 て行われる資産の譲渡等 第二条第 社会福祉 に規定する生活介護 項 授産施設若しくは同 法 第二条 (定義) (定義) に規定する更生保護事業とし (平成七) 第十四 (社会福祉法第二条第二項)において生産活動とし 就労移行支援又は就労継 に規定する社会福 及び政令で定めるも 項又は第十五項 ビス事業 条第三項第四号の二 年法律第八十六号) (障害者自 祉 (定

略

支援医療費の支給に係る医療

のを除く。)

七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するも

イ (略)

口

社会福祉法第二条

(定義)

に規定する社会福

祉

事

帰施設 第四号、 業及び更生保護事業法 き行われるもの及び政令で定めるものを除く。) 第四号に規定する精神障害者福 第五十条の二 又は同条第三項第七号に規定する精神障害者社会復 者授産施設 て行われる資産の 営する事業にお 0 二条第 種 類) (精神保健及び精神障害者福祉に関する法 第五号若しくは第七号に規定する身体障害 項 に規定する精神障害者授産施設及び同 第 知的障害者授産施設若しくは授産施設 (定義) 譲渡等 項第二号 いて授産活動としての作業に基づ に規定する更生保護事業とし (平成七年法律第八十六号) (社会福祉法第二条第二項 (精神障害者社会復帰施 祉 工場に限る。 項

/ (略)

を除く。

(略)

八~十三

(略

○消費税法(昭和六十三年法律第百八号)新旧対照表(平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行)

| (附則第百十一条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|---------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | |
| 別表第一(第六条関係) | 別表第一(第六条関係) |
| 一~六 (略) | 一~六 (略) |
| 七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するも | 七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するも |
| のを除く。) | のを除く。) |
| イ (略) | イ(略) |
| ロ 社会福祉法第二条 (定義) に規定する社会福祉事 | ロ 社会福祉法第二条(定義)に規定する社会福祉事 |
| 業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号) | 業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号) |
| 第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業とし | 第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業とし |
| て行われる資産の譲渡等(社会福祉法第二条第二項 | て行われる資産の譲渡等(社会福祉法第二条第二項 |
| 第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若 | 第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施 |
| しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規 | 設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二 |
| 定する地域活動支援センターを経営する事業又は同 | に規定する地域活動支援センターを経営する事業又 |
| 号に規定する障害福祉サービス事業(障害者自立支 | は同号に規定する障害福祉サービス事業(障害者自 |
| 援法第五条第六項、第十四項又は第十五項(定義) | 立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項(定 |
| に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支 | 義)に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継 |
| 援を行う事業に限る。)において生産活動としての | 続支援を行う事業に限る。)において生産活動とし |

| 八~十三 (略) | ハ (略) | 除く。) | 作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを |
|----------|-------|--------|-------------------------|
| 八~十三 (略) | ハ (略) | のを除く。) | ての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるも |

○福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第百十二条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現 |
| | |
| (事業者等の責務) | (事業者等の責務) |
| 第五条 (略) | 第五条 (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 老人福祉施設、障害者支援施設その他の厚生労働省令 | 3 老人福祉施設、身体障害者更生施設その他の厚生労働 |
| で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の | 省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害 |
| 心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏 | 者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況 |
| まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。 | を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならな |
| | V: |
| | |
| | |

○児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第百十三条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | |
| (立入調査等) | (立入調査等) |
| 第九条 (略) | 第九条 (略) |
| 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事 | 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事 |
| 務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福 | 務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福 |
| 祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に | 祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に |
| 関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問と | 関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問と |
| みなして、同法第六十二条第五号の規定を適用する。 | みなして、同法第六十二条第四号の規定を適用する。 |
| | |

○身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)新旧対照表(平成十八年四月一日施行)

| 2 (略) | 2 (略) |
|----------------------------|----------------------------|
| V o | |
| り、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならな | 、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。 |
| し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことによ | 、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより |
| うとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握 | とする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し |
| る者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しよ | 者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しよう |
| 有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供す | する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する |
| 業者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を | 者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有 |
| する聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事 | る聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業 |
| 業をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定 | をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定す |
| 事業(同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事 | 事業(同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業 |
| 練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練 | 練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練 |
| 年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓 | 年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓 |
| 第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四 | 第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四 |
| (訓練事業者の義務) | (訓練事業者の義務) |
| | |
| 現 | 改正案 |
| (傍線部分は改正部分) | (附則第百十四条関係) |

○身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)新旧対照表(平成十八年十月一日施行)

| (附則第百十五条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|------------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現 |
| (訓東事業者の衰务) | (訓東事業皆の義务) |
| 第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四 | 第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四 |
| 年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓 | 年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓 |
| 練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練 | 練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練 |
| 事業(同法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業 | 事業(同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業 |
| をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定す | をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定す |
| る聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業 | る聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業 |
| 者」という。) は、身体障害者補助犬としての適性を有 | 者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有 |
| する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する | する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する |
| 者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しよう | 者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しよう |
| とする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し | とする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し |
| 、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより | 、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより |
| 、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。 | 、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。 |
| 2 (略) | 2 (略) |
| | |

○地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)新旧対照表(公布日施行)

| (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|
| 現行 |
| (地方税法の一部改正) |
| 第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の |
| 一部を次のように改正する。 |
| (略) |
| 第七十二条の二十三第一項中「本項」を「この項」に |
| 改め、「、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百 |
| 八十三号)」及び「、育成医療の給付」を削り、「若し |
| くは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「、 |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「若し |
| くは老人保健法」を「、老人保健法」に、「若しくは介 |
| 護保険法」を「、介護保険法」に、「部分につき」を「 |
| 部分若しくは障害者自立支援法(平成十七年法律第 |
| 号)の規定によつて支給することとされる自立支援医 |
| 療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自 |
| 立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定 |
| める金額に相当する部分につき」に改める。 |
| |

略)

附 則

(施行期日)

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

から施行する。

~ 九

(略)

十二条の四十九の八第一項及び第七十三条の四第一項

第四号の四の改正規定並びに附則第三条第一項の規定

の施行の日

障害者自立支援法

(平成

年法律第

十一~二十(略)

(事業税に関する経過措置)

、介護、助産若しくはサービスについて適用し、同日前日以後に行われるこれらの規定に規定する給付又は医療四十九の八第一項の規定は、障害者自立支援法の施行の界三条 新法第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

・ iii 。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

一 九

(略)

一二条)別一几の人第一頁及が寛富一三条の十 第一条中地方税法第七十二条の二十三第一

項、

第

十二条の四十九の八第一項及び第七十三条の四第一項

第四号の四の改正規定並びに附則第三条第

障害者自立支援法(平成十七年法律第

則第一条第二号に掲げる規定の施行の

日

十一~二十 (略)

(事業税に関する経過措置)

条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われるこれら四十九の八第一項の規定は、障害者自立支援法附則第一第三条 新法第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の

の規定に規定する給付又は医療、

介護、

助産若しくはサ

項の

規定

뭉

附

| 2 (略) | | 助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。 | 条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、 | に行われた旧法第七十二条の二十三第一項又は第七十二 |
|-------|-----------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 2 (略) | ついては、なお従前の例による。 | 規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスに | 条の二十三第一項又は第七十二条の四十九の八第一項に | ービスについて適用し、同日前に行われた旧法第七十二 |

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

| (平成十七年 | 文第弱仕地域における地震文第野念事が写著に使る国の財政団の作別指置に関する。 |
|-----------------------------|--|
| (平成十七年法律第十五号) 新旧対照表 (公布日施行) | の特別指置に関うる治律の一音を改立する治律 |

| 業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改第五条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。(障害者自立支援法の一部を次のように改正する。 | 業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事例則第八十七条の次に次の二条を加える。(障害者自立支援法の一部を次のように改正する。 |
|---|--|
| (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一〜二 (略) 三 附則第五条の規定 障害者自立支援法 (平成十七年) 法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日 法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日 | 附 則 |
| 現行の発音をはは正音を | 改 正 案 |
| (旁泉部分は牧王部分) | 付則第勻十七条関系) |

に限る。)」を加える。 介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うもの 規定する障害者支援施設 障害者更生施設 五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的 障害者療護施設」 「特別養護老人ホー 「、身体障害者福祉法 重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体 別表第一中「第七条」を「第七条第一 第五条第一 年法律第 (通所施設を除く。 及 び 項に規定する身体障害者更生施設で ム 「知的障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十 の下に「又は障害者自立支援 (同条第六項に規定する生活 号) 第五条第十二項に 又は」 項」に改め、 (昭和三十 を削り、

害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるも「、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障別表第二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、

正

第九十条の二 緊急整備事業に係る国 に改正する。 (昭和五十五年法律第六十三号) 地震防災対 (T) 財政. 策強 上 化 0) 地 特別措置 域におけ 0) 部を次のよう に関 る地 する法 対 策

限る。 三号) 法 障害者更生施設 五年法律第三十七号) 障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法 護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに 定する障害者支援施設 「、身体障害者福祉法 特別養護老人ホ 重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体 別表第一中「第七条」を「第七条第一 (平成十七年法律第)」を加える。 第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で (通所施設を除く。) 又は」 7 ム _ 第二十一条の六に規定する知的 (昭和二十四年法律第二百八十 (同条第六項に規定する生活介 の下に「又は障害者自立支援 号) 第五条第十二項に規 項」 (昭和三十 を削 に改 め

害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるも「、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障別表第二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、

活介護又は同条第十三項に規定する自立 通 祉 \mathcal{O} ム 所施 法第二 規定する障 若しくは身体障 脱を除る の下に + 害者支援施設 条の六に 「又は障害者自立支援法第五条第十二項)又は」 害者療護 規 定する を削 施設」 (同 り、 条第六項に規定する生 知 及び 的 障 「特別養護老人ホ 害者更生 訓練を行うも 知 的 障 害者 施 設 福

業に係 、地震防災対 に伴う経過 る国 \mathcal{O} 措 財 策 政 強化 置 上 地域に 0 特別措置に関する法律の一 における 地震対 策緊急整 部改 備 事

のに限る。

を加える。

改正 る知 させるもの又は同 る身体障害者更 による改正 する身体障 とができることとされた附則第四 施設 十七 項 的 前 に限 条の三 障 0 0 害者 知的 規定によりなお従 る。 害者更生援護施 前 援 障 \mathcal{O} 生施設で、 身体障害者福祉 害者福祉 護 附 又は 法第三十条に規 則 施 設 第 附 匹 附 法第二十一条の六に規定する 則 + 重度の 則第 第五 設 前 条 の例により運営をするこ 附 十八 五. 第 法第二十九条に規 十二条の 定する身体障害者 肢体不自由者を入所 則 + 条第 第三 項 (又は第一 条第 一十五条の 規定による 項に規定 項に規定 五. 定す 定す 規 八 療 定 条

> 祉法 のに限る。 活介護又は同条第十三項に規定する自立訓 に規定する障害者支援施設 通 \mathcal{O} 若 ム 所 施設を除く。 第二十 しくは身体障 の 下 に)」を加える。 条の六に 「又は障害者自立支援法第五条第十二項)又は」 害者療護施 規定する知的 を削 同条第六 設 り、 及び 障 「特別養 !害者 項に規定する 知 練を行うも 更 的 護老 障 生 害 施 人ホ 福

正に伴う経 業に係る国 、地震防災対策強 過措 0 財政 置 上の 化 地 特 域に、 別措置に関する法 お け る地 震 対策 律の 緊急: 整 部 備 改 事

第 知的 施設 九十条の三 正 せるもの又は同法第三十 身体障害者更生施設で、 よる改正 る身体障害者更生援 ができることとされた附則第四 項の 前 に限る。 0) 障 知 害 規定によりなお || 者援 的 前 障害者福 の身体障害者福 護 附 又は附 三則第 施 設 護 祉法第二十一条の六に規定する知 匹 附 施設 従前 十三 則 則第五 第六十 条に規定する身体障 重度の肢体不自由 条第 祉 0) (附則第三十七条の規 法 例により運営をすること + 第二十九条に規 十三条第一 条第 五. 項 一条の規 文は 項 第六 に規 項に規定す 定による改 者を入所 害者 十 定する 定する ī療護 定に 条第

知的障害者更生施設

(通所施設を除く。)に限る。)

事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条後の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備的障害者更生施設(通所施設を除く。)に限る。)は

の規定を適用する。

- 436 -

○介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)新旧対照表(公布日施行)

| (附則第百十八条関係) | (傍線部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現 |
| | |
| 第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次 | 第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次 |
| のように改正する。 | のように改正する。 |
| (略) | (略) |
| 第二条第一項第三号中「及び特別養護老人ホーム」を | 第二条第一項第三号中「及び特別養護老人ホーム」を |
| 削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし | 削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし |
| 、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第十 | 、第四号を第三号とし、同条第十一項中「申出施設等で |
| 一項中「申出施設等である」を「特定介護保険施設等又 | ある」を「特定介護保険施設等又は申出施設等である」 |
| は申出施設等である」に改め、「第三項」の下に「又は | に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「申 |
| 第四項」を加え、「申出施設等職員」を「特定介護保険 | 出施設等職員」を「特定介護保険施設等職員又は申出施 |
| 施設等職員又は申出施設等職員」に改め、同項を同条第 | 設等職員」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十 |
| 十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九 | 項を同条第十二項とし、同条第九項中「社会福祉施設等 |
| 項中「社会福祉施設等職員」の下に「、特定介護保険施 | 職員」の下に「、特定介護保険施設等職員」を加え、同 |
| 設等職員」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八 | 項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、 |
| 項を同条第十項とし、同条第七項中「社会福祉施設等職 | 同条第七項中「社会福祉施設等職員」の下に「、特定介 |
| 員」の下に「、特定介護保険施設等職員」を加え、同項 | 護保険施設等職員」を加え、同項を同条第九項とし、同 |
| を同条第九項とし、同条第六項中「特定社会福祉事業」 | 条第六項中「特定社会福祉事業」の下に「、特定介護保 |

同項 職 だし書」の下に「及び第八項ただし書」を加え、 同 0 下に 員 条第六項とし、 、を同条第八項とし、 の下に「又は特定介護保険施設等職員」 特定介護保険施設等」を、 同項の次に次の一 同条第五項ただし書中 項を加える。 社会福祉施設等 を加え、 「次項た 同項を

間を定めて使用される者を除く。 ・経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉を定めて使用され、かつ、その者の経営する社会福祉を定めるであって社会福祉を済まれ、から、その者の経営する社会福祉を対して

この法律において「特定介護保険施設等職員」とは

7

(略)

 \mathcal{O} 第八項ただし書」を加え、 定介護保険施設等職 険施設等」を、 次に次の一 同条第五項ただし書中 項を加える。 「社会福 員 を加え、 祉施設等職員」の下に 「次項ただし書」の下に「及び 同項を同条第六項とし、 同 項を同条第八項とし 「又は特 同項

間を定めて使用される者を除く。
この法律において「特定介護保険施設等職員」とはこの法律において「特定介護保険施設等の間を定めて使用され、かつ、その者の経営する社会福祉を設ける。

略)

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 (平成十七年法律第七十九号)

新旧対照表

(平成十八年四月一日施行)

| (附則第百十九条関係) | (傍線の部分は改正部分) |
|----------------------------|----------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | |
| 第六条 (略) | 第六条 (略) |
| 2~5 (略) | 2~5 (略) |
| 6 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第百 | 6 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第百 |
| 九十三号) 第二条第十五号に規定する公営住宅建替事 | 九十三号)第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業 |
| 業(以下「公営住宅建替事業」という。)の施行に併せ | (以下「公営住宅建替事業」という。) の施行に併せて |
| て当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域におい | 当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において |
| て新たに公共公益施設(障害者自立支援法(平成十七年 | 新たに公共公益施設(知的障害者福祉法(昭和三十五年 |
| 法律第 号)第五条第十六項に規定する共同生活援 | 法律第三十七号)第四条第十項に規定する知的障害者地 |
| 助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施 | 域生活援助事業の用に供する施設その他の政令で定める |
| 設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定する | 施設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定す |
| 公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向 | る公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者 |
| け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対 | 向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に |
| する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住 | 対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居 |
| 環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第 | 住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項 |
| 二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替 | 第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建 |